

佐賀市長から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成25年4月12日

佐賀県知事 古 川 康

1 都市計画の種類及び名称

佐賀都市計画地区計画 藤木西地区地区計画

2 縦覧場所

佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課